

錦町就学援助費支給事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者並びに学校教育法第72条に規定する特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、錦町に住所を有し、錦町内の小学校又は中学校（学校教育法第72条に規定する特別支援学級を含む。）に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者で、錦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表の認定基準に基づき就学援助費を支給する必要があると認めたもの。
(支給対象費用)

第3条 就学援助費の支給対象となる費用は、次の各号に掲げるものとし、援助の額は、その全部又は一部について行うものとする。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 給食費
- (4) 医療費
- (5) 修学旅行費

第4条 要保護者のうち生活保護法の規定による教育扶助を受けている保護者に対しては、前項第1号から第3号までに掲げる費用に係る就学援助費について、それぞれ支給しないものとする。

(就学援助費の額)

第5条 就学援助費の額は、毎年度予算の範囲内で教育委員会が定める。

(申請)

第6条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費支給申請書（様式第1号以下「申請書」という。）に児童生徒の在学する学校長の意見を付し、当該支給を受けようとする年度の前年度の3月20日までに、児童生徒が在学する学校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 小学校新入学児童 当該新入学年度の4月末日
 - (2) 年度の途中から就学援助の支給を受けようとする者 教育委員会が別に指定する日
- 第7条 申請書には、児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年の収入額が算定できる資料等、必要な書類を添付しなければならない。
- 第8条 学校長は、申請書が提出されたときは、速やかに、要保護及び準要保護児童生徒に係る候補者名簿（様式第2号）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(認定等)

第9条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書が提出されたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定しなければならない。

第10条 教育委員会は、前項の認定に当たっては、世帯全員の収入合計額が法に規定する基準額

の1.3倍以下の額を基礎とし、必要に応じて民生委員の意見を聴いて決定するものとする。

第11条 教育委員会は、前2項の規定による認定の可否を決定したときは、就学援助認定（不認定）通知書（様式第3号）により、学校長を經由して申請者に通知するものとする。

(学校長への委任)

第12条 前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、就学援助費に関する請求、受領及び執行について校長に委任するものとする。この場合において、当該認定者は、委任状（様式第4号）を学校長に提出しなければならない。

第13条 委任を受けた校長は、就学援助費の請求、受領及び執行について、善良な管理者の注意をもって事務を処理しなければならない。

(異動報告)

第14条 学校長は、認定者に異動があったときは、速やかに、異動報告書（様式第5号）により教育委員会に報告しなければならない。

(支給方法等)

第15条 就学援助費の支給は、認定者から委任を受けた学校長に対して行うものとする。

第16条 前項の規定にかかわらず、第3条第4号に規定する医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うものとする。

(認定取下げの申し出)

第17条 認定者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る就学援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに、就学援助認定取下げ申出書（様式第6号）により、その旨を学校長を經由して教育委員会に届けなければならない。

(認定の取消し等)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができ、この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 認定者が第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 認定者が虚偽の申請その他不当な手段により認定を受けたとき。
- (3) その他教育委員会において認定が適当でないと認められたとき。

第19条 教育委員会は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、就学援助認定取消し通知書（様式第7号）により、学校長を經由して認定者に通知するものとする。

第20条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 第1条 この要綱は、平成19年3月31日から施行する。
- 第2条 錦町要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特殊教育就学奨励費支給要綱は廃止する。

付 則（平成21年要綱教委訓令第2号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成21年度分については、改正前要綱の規定により事務及び手続き等の処理するものとする。

別表（第2条関係）

要保護及び準要保護児童生徒の認定基準

- 1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け
 - 2 1以外の者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者の収入が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - イ P T A会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者
 - ウ 学校納付金の納付状態が悪く又は学用品等に不自由している者で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの
 - エ 経済的な理由による欠席日数が多い者